

1. 計画の目的と背景

1-1. 計画の目的

本計画は、初雁公園について、川越城址に位置する公園として、歴史的遺産を活用した川越市の歴史拠点と新たな観光拠点等として整備するために、平成元年に策定した「初雁公園整備基本構想」をもとに、慶応3年頃の川越城図を基本として、実現可能な城址公園計画に見直すことを目的とする。

1-2. 計画の背景

初雁公園は平成元年に「初雁公園整備基本構想」を策定しているため、計画の背景としてその概要を整理する。

平成元年策定「初雁公園整備基本構想」概要

■ 整備計画の目標

- 1) 初雁公園の将来像として、慶応3年頃の川越城の範囲（東西約800m、南北約500mの約40ha）のうち、与条件面積（13.56ha）について史実を出来る限り忠実に具現し、城址公園として整備する。
- 2) 整備計画は市制100周年（2022年）を目途とし、平成元年から各ゾーンにわけ事業化を図っていく。
- 3) 市内に存する他の文化財（例：喜多院、蔵造りの街並等）とのネットワーク化をはかり歴史色のある“まち”川越としてとらえていく。

■ 整備基本構想図(平成元年策定)



1-3. 用語の整理

川越市初雁公園基本計画で使用する用語の整理は以下のとおりである。

■ 用語の整理

史跡川越城跡：埼玉県指定文化財として指定されている名称

川越城址：川越城の跡地の通称（史跡川越城跡とほぼ同義）

城址公園：史跡川越城跡のうち遺構を顕在化し、見学ルート等で巡れるようにする地域的なエリアで概念として示したもの（現状、初雁公園、中ノ門堀跡、富士見櫓跡の川越城遺構及び博物館を含む区域として、今後、新たな遺構が顕在化した場合には拡大していく区域）

初雁公園：都市計画決定された現公園で、都市公園法に基づく公園の名称

歴史公園：都市公園の種別の一つ（特殊公園の一つの類型で、史跡の保存活用により歴史の継承を目的として設置される公園）

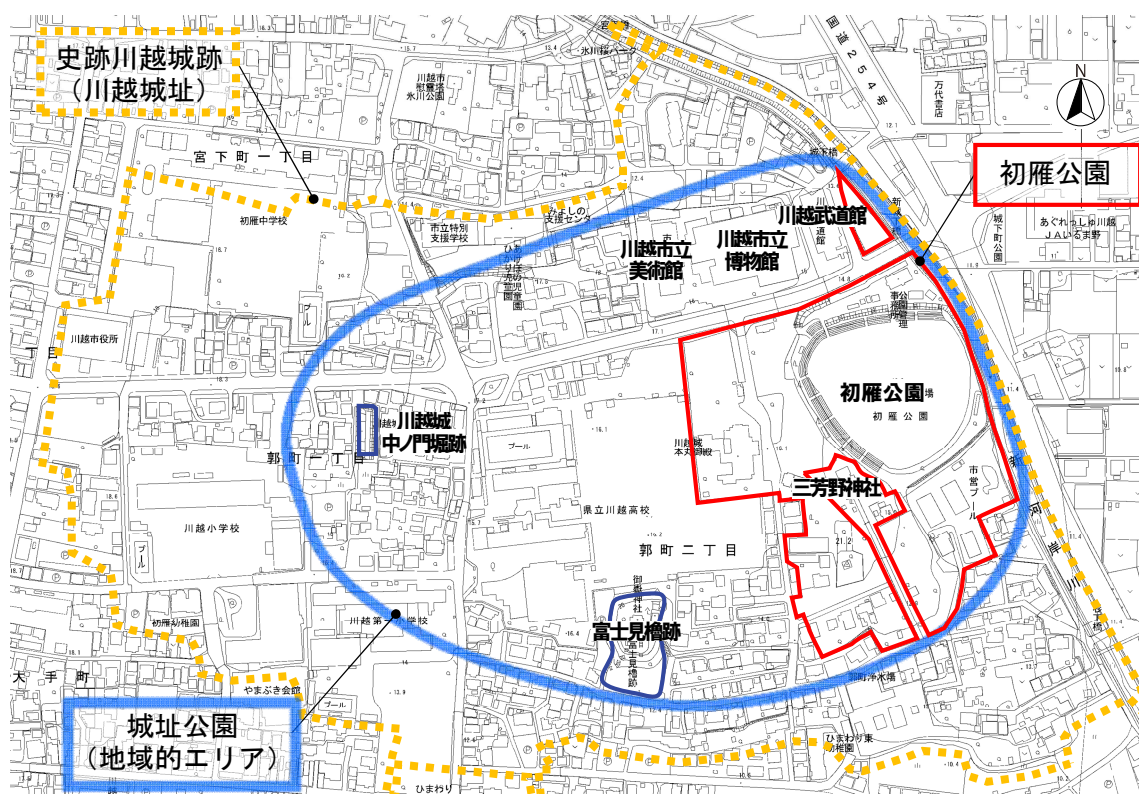
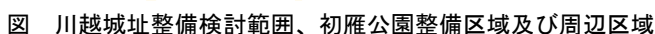


図 史跡川越城跡（川越城址）、初雁公園、城址公園の範囲

基本構想の見直しにあたり、川越城址全体を整備検討範囲とし、その範囲は史跡川越城跡の区域（約33ha）とする。また、初雁公園として整備する区域は、初雁公園告示区域（約4.5ha）と区域南側の市所有地及び市有地取得予定地等を含む範囲とする。



本計画は基本構想の見直しにあたり、まず川越城址全体における整備の基本的考え方を整理した。次に、この考え方を踏まえ、初雁公園整備区域（上記）を対象範囲とし、初雁公園基本計画を検討した。

